

第3節

幅広い分野における協力の強化・拡大

第2章

日米同盟

1 望ましい安全保障環境の創出

防衛大綱は、日米両国は、自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することを含め、望ましい安全保障環境を創出するため、インド太平洋地域におけるプレゼンスを高めることも勘案しつつ、日米共同の活動を実施することとしている。

1 海洋秩序の維持・強化

日米両国は、ともに海洋国家として、航行の自由や安全の確保、国際法に則った紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本ルールに基づく、「開かれ安定した海洋」の維持・発展に努めている。

例えば、2020年から開始したわが国独自の活動として行う中東地域における自衛隊による情報収集活動に際しては、バーレーンの米中央海軍司令部に連絡官を派遣し、日米間で緊密に情報を交換している。

さらに、シーレーン沿岸国をはじめとした多国間

での海洋分野などにおける能力構築支援においても密接に連携して取り組んでいる。

□ 参照 3章2節（海洋安全保障の確保）

2 人道支援・災害救援

自衛隊は、旧テロ対策特措法に基づく活動、フィリピンやハイチにおける国際緊急援助活動及び国際平和協力活動において、米国をはじめとする参加各国と緊密に協力して活動を行ってきた。

2013年11月に発生したフィリピンにおける台風被害に際しては、現地の多国間調整所において日米両国が連携して調整にあたるなど、緊密に連携して対処した。さらに、エボラ出血熱への対応に際しては、2014年10月から米アフリカ軍司令部に連絡官を派遣し、米国をはじめとする関係国との調整・情報収集にあたらせるなど、緊密な連携に努めた。

2 能力発揮のための取組

防衛大綱は、日米共同の活動にあたり、日米がその能力を十分に発揮するため、装備、技術、施設、情報協力・情報保全などに関し、協力を強化・拡大することとしている。

1 防衛装備・技術協力

わが国は、日米安保条約や「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づく相互協力の原則を踏まえ、技術基盤・産業基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面での協力を積極的に進めることとしている。

わが国は、日米の技術協力体制の進展と技術水準の向上といった状況を踏まえ、米国に対しては武器輸出三原則などによらず武器技術を供与することとし、1983年、「対米武器技術供与取極」¹を締結、2006年には、これに代わる「対米武器・武器技術供与取極」²を締結した。こうした枠組みのもと、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器技術など20件の武器・武器技術の対米供与を決定している。加えて、2022年1月の日米「2+2」にて「共同研究、共同開発、共同生産、及び共同維持並びに試験及び評価に関する協力に係る枠組みに関する交換公文」が締結された。わが国は、同交換公文に基づ

1 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文

2 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文

き、新興技術に関する米国との協力を前進させていくこととしている。また、日米両国は、日米装備・技術定期協議（S&TF）などで協議を行い、合意された具体的なプロジェクトについて共同研究開発などを行っている。

さらに、わが国は、2016年6月、「米国との相互防衛調達取極」³を締結し、同月の日米防衛相会談において、両閣僚の間で、「相互の防衛調達に関する覚書（RDP MOU）」⁴が署名された。これは、日米の防衛当局による装備品の調達に関して、相互主義に基づく措置（相手国企業への応札に必要な情報の提供、提出した企業情報の保全、相手国企業に対する参入規制の免除など）を促進するものである。なお、2021年5月、同取極及び覚書の有効期限が延長されている。

また、日米共通装備品（F-35戦闘機及びオスプレイ）の生産・維持整備については、Ⅳ部4章5節2項（米国との防衛装備・技術協力関係の深化）のとおりである。

参照 資料26（日米共同研究・開発プロジェクト）
Ⅳ部4章5節2項（米国との防衛装備・技術協力関係の深化）

2 共同使用

施設・区域の共同使用の拡大は、演習場、港湾、飛行場など自衛隊の拠点の増加も意味し、日米共同の活動における、より緊密な運用調整、相互運用性の拡大、柔軟性や抗たん性の向上が可能となる。特に沖縄における自衛隊施設は、空自那覇基地などに限られており、その大半が都市部にあるため、運用

面での制約がある。沖縄の在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄に所在する自衛隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練・演習の実施や自衛隊と米軍間の相互運用性の拡大を促進するものである。また、即応性を向上させ、災害時における県民の安全の確保に資することが可能となる。

このため、南西諸島を含め、地域における自衛隊の防衛態勢や地元との関係に留意しつつ、日米間で精力的に協議を行っているほか、具体的な取組も進展している。例えば、2008年3月から陸自がキャンプ・ハンセンを訓練のために使用している。また、2012年4月の空自航空総隊司令部の横田移転や2013年3月の陸自中央即応集団司令部（当時）の座間移転なども行った。また、グアム及び北マリアナ諸島連邦（テナアン島及びパガン島）に、自衛隊及び米軍が共同使用する訓練場を整備することとしている。

3 護衛艦「いずも」へのF-35B発着艦検証

海自の護衛艦「いずも」はF-35Bを離発着可能とするための改修を進めており、2021年10月、米海兵隊などの支援を得て、F-35Bの発着艦に関する検証を実施し、発着艦が可能であることを確認した。



護衛艦「いずも」へのF-35B発着艦検証（2021年10月）

3 正式名称：相互の防衛調達に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文

4 正式名称：相互の防衛調達に関するアメリカ合衆国国防省と日本国防衛省との間の覚書（Memorandum of Understanding between the Department of Defense of the United States of America and the Ministry of Defense of Japan concerning Reciprocal Defense Procurement）

解説

護衛艦「いずも」へのF-35B発着艦検証の実施について

「いずも」型護衛艦は、艦艇が長期的に修理を行う定期検査の機会を活用して、F-35Bの離発着を可能とするための改修を段階的に実施しており、2021年度に「いずも」は、F-35Bの発着艦を可能とするための部分的な改修（F-35Bが発着艦する飛行甲板の耐熱塗装・標識塗装など）である1回目の改修を終了しました。

「いずも」型護衛艦を改修し、洋上においてF-35Bの離発着を可能とすることは、広大な太平洋側を含むわが国の海と空の守りについて、自衛隊員の安全を確保しながら、しっかりとした備えを行うために必要不可欠です。

2021年10月、1回目の改修を終えた護衛艦「いずも」は、2機の米海兵隊F-35Bの支援を得て、海上自衛隊の艦艇として初めてF-35Bの発着艦に関する検証を行い、日中、平穏な天候という条件下では発着艦可能であることが確認されました。また、発着艦に伴う各種データの収集に加え、艦艇におけるF-35Bの運用に関する必要な教育訓練も米国の支援を受けて実施しており、知見を得ることができました。

米国の支援を受けた検証作業の実施は、日米同盟の深化及び日米の緊密な協力を示すものであるとともに、

米海兵隊のF-35Bの「いずも」への発着艦は、日米の相互運用性の向上に資するものであり、日米同盟の抑止力・対処力の強化につながるものです。

「いずも」型護衛艦は、ヘリコプター運用機能、対潜水艦作戦機能、指揮中枢機能、人員や車両の輸送機能、医療機能などを兼ね備えた「多機能な護衛艦」です。これらの機能に、F-35Bの運用機能が加わることとなりますが、F-35Bを搭載するのは、有事における太平洋の防空、訓練、災害対処などが必要な場合であり、今後とも「多機能な護衛艦」として様々な事態に応じて、保有する機能を十全に発揮できるよう、適切に運用していきます。



海自護衛艦「いずも」飛行甲板における集合写真



動画：【ロング版】護衛艦「いずも」での発着艦検証作業

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=RngVvHNtojo>